

令和2年6月26日 招集

令和2年門真市教育委員会第6回定例会

議 案 書

門真市教育委員会

議事日程

門真市教育委員会第6回定例会
令和2年6月26日(金)午後2時
本館2階大会議室

日 程	事 件 番 号	件 名	ペ ー ジ
第1		会議録署名委員の指名	—
第2		会期の決定	—
第3	承認第14号	臨時代理による事務処理の承認について (令和2年度における門真市立小・中学校の学期及び休業日 の変更について)	1
第4	承認第15号	臨時代理による事務処理の承認について (門真市立幼稚園の管理運営に関する規則の一部改正につい て)	3
第5	承認第16号	臨時代理による事務処理の承認について (令和2年度における門真市立大和田幼稚園の時間外教育の 実施時間及び休業日の変更について)	6
第6		諸報告	8

承認第14号

臨時代理による事務処理の承認について
(令和2年度における門真市立小・中学校の学期及び休業日の
変更について)

門真市教育委員会教育長に対する事務委任規則（昭和51年門真市教育委員会規則第20号）第3条第1項の規定に基づき、令和2年度における門真市立小・中学校の学期及び休業日の変更に関する事務を臨時に代理したので、同条第2項の規定により報告し、教育委員会の承認を求める。

令和2年6月26日 提出

門真市教育委員会教育長 久木元 秀平

令和2年5月29日
門真市教育委員会

令和2年度における門真市立小・中学校の学期及び休業日の変更について

門真市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則（昭和33年教育委員会規則第1号）第3条第1項の規定に基づき、令和2年度における学期及び休業日を下記のとおり変更する。

記

1. 学期

区分	変更前	変更後
ア 第1学期	4月1日から7月31日まで	4月1日から8月5日まで
イ 第2学期	8月1日から12月31日まで	8月6日から12月31日まで
ウ 第3学期	1月1日から3月31日まで	変更なし

2. 休業日

区分	変更前	変更後
ア 夏季休業日	7月21日から8月25日まで	8月6日から8月16日まで
イ 冬季休業日	12月25日から翌年1月7日まで	12月26日から翌年1月7日まで
ウ 春季休業日	3月25日から4月7日まで	変更なし
エ 学校創立記念日	学校創立記念日は休業日	学校創立記念日は休業日としない。

3. 変更の理由及び内容

新型コロナウイルス感染拡大防止に伴う臨時休業により、門真市立小学校及び中学校において学習指導要領に準じた教育課程を編制することが困難になっていることから、授業日数・授業時間数の不足を補うために、夏季休業日・冬季休業日・学校創立記念日について変更を行う。また、夏季休業日を8月6日からとすることに伴い、1学期の最終日を7月31日から8月5日に変更する。

承認第15号

臨時代理による事務処理の承認について
(門真市立幼稚園の管理運営に関する規則の一部改正について)

門真市教育委員会教育長に対する事務委任規則（昭和51年門真市教育委員会規則第20号）第3条第1項の規定に基づき、門真市立幼稚園の管理運営に関する規則の一部改正に関する事務を臨時に代理したので、同条第2項の規定により報告し、教育委員会の承認を求める。

令和2年6月26日 提出

門真市教育委員会教育長 久木元 秀平

門真市立幼稚園の管理運営に関する規則の一部を改正する規則

門真市立幼稚園の管理運営に関する規則（昭和62年門真市教育委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(学期)</p> <p>第7条</p> <p>1 略</p> <p>2 <u>前項の規定にかかわらず、委員会が特別の理由があると認めるときは、学期を変更することができる。</u></p>	<p>(学期)</p> <p>第7条</p> <p>1 略</p>
<p>(休業日)</p> <p>第9条</p> <p>1 略</p> <p>2 <u>前項の規定にかかわらず、委員会が特別の理由があると認めるときは、休業日を変更することができる。</u></p>	<p>(休業日)</p> <p>第9条</p> <p>1 略</p>
<p>3 <u>第1項の規定にかかわらず、園長は、学芸会、運動会その他幼稚園行事をするため休業日を変更しようとするときは、委員会に届け出なければならない。</u></p>	<p>2 園長は、学芸会、運動会その他幼稚園行事をするため休業日を変更しようとするときは、委員会に届け出なければならない。</p>
<p>(時間外教育の実施日及び実施時間)</p> <p>第14条の4</p> <p>1～2 略</p> <p>3 <u>前2項の規定にかかわらず、委員会が特別の理由があると認めるときは、時間外教育の実施する日及び教育時間を変更することができる。</u></p>	<p>(時間外教育の実施日及び実施時間)</p> <p>第14条の4</p> <p>1～2 略</p> <p>3 前2項の規定に<u>関わらず</u>、委員会が特別の理由があると認めるときは、時間外教育の実施する日及び教育時間を変更することができる。</p>
<p>(準用)</p> <p>第22条 この規則に定めるもののほか、幼稚園の管理運営に関する事項は、門真市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則（昭和33年教育委員会規則第1号）第2条第2項及び第6条から第9条までの規定を準用する。この場合において、「校長」、「学校」及び「児童及び生徒」とあるのは、それぞれ「園長」、「幼稚園」及び「園児」とあるものを指す。</p>	<p>(準用)</p> <p>第22条 この規則に定めるもののほか、幼稚園の管理運営に関する事項は、門真市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則（昭和33年教育委員会規則第1号）第2条第2項及び第6条から第9条までの規定を準用する。この場合において、「校長」、「学校」及び「児童及び生徒」とあるのは、それぞれ「園長」、「幼稚園」および「園児」とあるものを指す。</p>

改正後	改正前
と読み替えるものとする。	児」と読み替えるものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

承認第16号

臨時代理による事務処理の承認について

(令和2年度における門真市立大和田幼稚園の時間外教育の実施時間及び休業日の変更について)

門真市教育委員会教育長に対する事務委任規則（昭和51年門真市教育委員会規則第20号）第3条第1項の規定に基づき、令和2年度における門真市立大和田幼稚園の時間外教育の実施時間及び休業日の変更に関する事務を臨時に代理したので、同条第2項の規定により報告し、教育委員会の承認を求める。

令和2年6月26日 提出

門真市教育委員会教育長 久木元 秀平

令和 2 年度における門真市立大和田幼稚園の時間外教育の
実施時間及び休業日の変更について

門真市立幼稚園の管理運営に関する規則（昭和62年教育委員会規則第 9 号）第 9 条第 2 項及び第14条の 4 第 3 項の規定に基づき、令和 2 年度における門真市立大和田幼稚園の時間外教育の実施時間及び休業日を下記のとおり変更する。

記

1. 時間外教育の実施時間

ア 6 月 2 日（火）から14日（日）まで

区分	変更前	変更後
月・火・木・金曜日	14時00分から17時00分まで	11時30分から17時00分まで
水曜日	11時30分から17時00分まで	変更なし

イ 6 月 15 日（月）以降

区分	変更前	変更後
月・火・木・金曜日	14時00分から17時00分まで	変更なし
水曜日	11時30分から17時00分まで	14時00分から17時00分まで

【参考】教育時間

ア 6 月 2 日（火）から14日（日）まで

区分	変更前	変更後
月・火・木・金曜日	9 時 00 分から 14 時 00 分まで	9 時 00 分から 11 時 30 分まで
水曜日	9 時 00 分から 11 時 30 分まで	変更なし

イ 6 月 15 日（月）以降

区分	変更前	変更後
月・火・木・金曜日	9 時 00 分から 14 時 00 分まで	変更なし
水曜日	9 時 00 分から 11 時 30 分まで	9 時 00 分から 14 時 00 分まで

2. 休業日

区分	変更前	変更後
夏季休業日	7 月 21 日（火）から 8 月 31 日（月）まで	8 月 1 日（土）から 8 月 16 日（日）まで

3. 変更の理由及び内容

新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、6 月 2 日（火）から14日（日）までの間の教育時間について変更を行ったことに伴い時間外教育の実施時間について変更を行う。また、これまでの臨時休園により、規則第 8 条に定める教育週数及び幼稚園教育要領に準じた教育課程を編制することが困難になっていることから、授業日数・授業時間数の不足を補うために、教育時間及び夏季休業日について変更を行うとともに、当該教育時間の変更に伴う時間外教育の実施時間について変更を行う。

諸 報 告

番 号	報 告 事 項
1	令和2年度学校基本調査の結果について